

平成30年12月から B型・C型肝炎ウイルスによる 肝がん・重度肝硬変の 入院医療費への助成が 受けられます

医療費の自己負担額が
一定額を超えた月が、
年4か月以上ある場合

対象者

以下のすべての条件を満たしている方

- 肝がん・重度肝硬変と診断され入院治療(※1)を受けている
- 世帯年収が概ね370万円以下
- 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける

※1 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がんまたは重度肝硬変の治療のために、
県が指定する医療機関（指定医療機関）に入院している場合が対象です。

利用の流れ



①入院の状況を記録します

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、
指定医療機関で入院記録票を
受け取って下さい

肝がん・重度肝硬変で入院する度に、
指定医療機関で入院記録票に入院の
記録をしてもらって下さい

肝がん・重度肝硬変で入院して自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が
過去12月で既に3月以上あるときに、4月目から自己負担額が月1万円とな
るように助成を受けることができます

②助成を受ける手続きをします

指定医療機関の医師に臨床調査個人
票（診断書）を記載してもらった上
で、同意書に署名して下さい

臨床調査個人票や同意書、入院記録
票(※2)などを添えて保健所に申請し
て、参加者証を受け取って下さい

※2 参加者証の申請には、自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が
3月以上あることが記載された入院記録票が必要です。

詳しくは以下の担当までお問い合わせください

山形県健康福祉企画課薬務・感染症対策室	023-630-2315
村山保健所 023-627-1117	最上保健所 0233-29-1268
置賜保健所 0238-22-3002	庄内保健所 0235-66-4920